

近畿スキー技術選手権大会 競技規則

- 1 競技者は種目別スタート地点に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。大会運営上、20人～30人集合しだい随時コールを開始するものとする。
- 2 競技者は前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち出発のための準備をしなければならない。
- 3 競技者はスタート審判の合図により出発しなければならない。スタート合図はフラッグで行うが、視界不良の場合はトランシーバーを利用するため、スタート審判の指示に従わなければならない。直ちに出发しない場合は当該種目を棄権とする。
- 4 競技コースの終点には停止ゾーンを設ける。ゾーンは4本のポールにより設定し、その区切りは色インク等により明示する。
- 5 競技は示された停止ゾーン内で安全のために停止するものとする。また、ゴールは両足スキーで終了するものとする。
- 6 競技中止について。大転倒等で中止するときは、ストック等の×印で連絡する。
- 7 ヘルメットを安全上必ず着用する。ウェアはレーシングスーツ（ワンピース等）は禁止し、ルーズフィットのものとする。その他、公式用具を使用すること。
- 8 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定を行う。
- 9 競技各種目は、設定された条件や状況に適合した回転弧、スピードで行う。
- 10 審判は、一般及びシニアの部は5審3採用により行い、ジュニアの部は3審3採用により行う。各種目100点満点とし減点法で採点し、採用の合計点で成績順位を決定するものとする。
- 11 競技斜面のインスペクション・整備については競技本部の指示に従い行う。選手・監督・コーチのみとし、ビブ・証明書を必ず着用のこと。
- 12 抗議は、監督・コーチ・当該選手本人としゴール後ただちに審判長に申し出ること。監督1名・コーチ3名以内とし、受付時に届け出をして監督・コーチ証を受け取り、大会期間中着用する。監督・コーチ証等については、本部に届け出た者が着用すること。
- 13 競技会場の積雪等の状況により、日程の短縮、競技コート及び種目変更の可能性も有り得る。
- 14 全日本スキー技術選手権大会出場に係る近畿ブロック各府県連の余剰枠については、本大会の結果により、各府県の出場者を除いた成績上位の者から選出するものとする。